

居住制限区域（浪江町）に居住していた申立人らについて、避難により家族別離が生じたことを考慮して、平成23年4月から平成30年3月まで月額3万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が認められるとともに、申立人のうち1名について、乳幼児の子2名（うち1名は原発事故後出生）の世話をしながら避難生活を送る中で2度の妊娠期間があったことを考慮して、妊娠期間中であつた平成23年10月から同年12月及び平成26年5月から平成27年2月については月額5万円、妊娠期間以外である平成23年3月から9月、平成24年1月から平成26年4月及び平成27年3月から平成30年3月については月額3万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が認められた事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1及び同X2（以下併せて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解契約の効力は及ばないことを相互に確認する。

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項の損害項目に対する和解金として金533万円の支払義務のあることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和5年3月13日

(仲介委員 行方 美彦)

【申立人×1分】

損害項目	対象期間	金額
日常生活阻害慰謝料 （増額分）	平成23年4月10日 ～平成30年3月31日	¥2,520,000

【申立人×2分】

損害項目	対象期間	金額
日常生活阻害慰謝料 （増額分）	平成23年3月11日 ～平成30年3月31日	¥2,810,000

和解金 合計

¥5,330,000